

年月	需 要 区 分 及 び 料 金										摘 要		
	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金										
			1～5 m <sup>3</sup>	6～10	11～20	21～30	31～50	51～100	101～200	201～1,000	1,001m <sup>3</sup> 以上		
平成 16 17 ・ ・	13 mm	860 円										1 水道料金は、基本料金と従量料金の合計に、消費税率を乗じて得た額となる。 2 一般用(25mm以下)・公衆浴場用の1か月当たり5m <sup>3</sup> 以下の従量料金は徴収しない。 なお、生活保護世帯、母子世帯等については、基本料金及び1か月当たり10m <sup>3</sup> までの従量料金に100分の105(平成26年6月分からは100分の108、令和元年12月分からは100分の110を乗じて得た額を申請により免除している。 3 水道の使用を月の途中で開始・中止したときは、日割り計算により算定した額とする。	
	20 mm	1,170 円	0円	1m <sup>3</sup> につき 22円	1m <sup>3</sup> につき 128円	1m <sup>3</sup> につき 163円	1m <sup>3</sup> につき 202円	1m <sup>3</sup> につき 213円	1m <sup>3</sup> につき 298円	1m <sup>3</sup> につき 372円	1m <sup>3</sup> につき 404円		
	25 mm	1,460 円											
	30 mm	3,435 円							1m <sup>3</sup> につき 213円	1m <sup>3</sup> につき 298円	1m <sup>3</sup> につき 372円		1m <sup>3</sup> につき 404円
	40 mm	6,865 円											
10 1 ・ ・	50 mm	20,720 円								1m <sup>3</sup> につき 372円	1m <sup>3</sup> につき 404円		
	75 mm	45,623 円											
14 1 都 適 条 例 用	100 mm	94,568 円											
	150 mm	159,094 円											
	200 mm	349,434 円								1m <sup>3</sup> につき 404円			
	250 mm	480,135 円											
	300 mm以上	816,145 円											
	公衆浴場用	一般に同じ 40mm以上は 6,865円	0円	1m <sup>3</sup> につき 22円							1m <sup>3</sup> につき 109円		

## 5 下水道料金徴収受託業務（区部）

科 目	調 定 額	収 入 額	未 収 入 額	収 入 率
下 水 道 料 金	164,189,481,904 円	157,070,727,681 円	7,118,754,223 円	95.66 %
そ の 他 雑 収	11,297,476	11,084,169	213,307	98.11
合 計	164,200,779,380	157,081,811,850	7,118,967,530	95.66